

利用者負担額の月額について【1号認定】

階層区分	定義	利用者負担月額(円)
1	生活保護	0
2	1階層除く当該年度分の市町村民税非課税世帯及び所得割非課税世帯	0
3	1.2階層除き、当該年度の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	0
4	77,100円未満	0
5	77,100円以上211,200円未満	0
	211,200円以上	0

※ 給食費や教材費等の実費負担は別途かかります。

※ 副食費については、年収360万円以下の世帯もしくは第3子以降は無償化されます。

利用者負担額の月額について【2号・3号認定】

2号

階層区分	各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担月額(円)	
	定義	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護	0	0
2	1階層除く当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
3	1階層除く当該年度分の市町村税所得割非課税世帯	0	0
4	1階層除き、当該年度の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	5,000円未満	0
5		5,000円以上48,600円未満	0
6		48,600円以上97,000円未満	0
7		97,000円以上169,000円未満	0
8		169,000円以上301,000円未満	0
9		301,000円以上397,000円未満	0
10		397,000円以上	0

※ 給食費や教材費等の実費負担は別途かかります。

※ 副食費については、年収360万円以下の世帯もしくは第3子以降は無償化されます。

3号

階層区分	各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担月額(円)	
	定義	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護	0	0
2	1階層除く当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
3	1階層除く当該年度分の市町村税所得割非課税世帯	6,300	6,200
4	1階層除き、当該年度の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	5,000円未満	7,600
5		5,000円以上48,600円未満	12,000
6		48,600円以上97,000円未満	19,000
7		97,000円以上169,000円未満	27,000
8		169,000円以上301,000円未満	31,000
9		301,000円以上397,000円未満	38,000
10		397,000円以上	43,000

※ 教材費等の実費負担は別途かかります。

(1) 利用者負担額の月額は、上記表のとおり市町村民税所得割の額によって決定されます。

「住宅借入金特別控除」、「寄付金控除」、「配当控除」等は適用されません。

(2) 年度の途中で3号認定(3歳未満児)から2号認定(3歳以上児)に変更となっても、同一年度内は3号認定の利用者負担額を適用します。

(3) 1世帯から2人以上の就学前児童が下記の施設を利用している場合は、2人目の利用者負担額を半額とし、3人目以降は0円とします。

対象施設：幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援

(4) 市町村民税所得割の額が57,700円未満の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の利用者負担額を半額とし、第3子以降の利用者負担額を0円とします。

(5) 母子(父子)世帯、または在宅障害児(者)のいる世帯で、市町村民税所得割の額が77,101円未満の場合、第1子の利用者負担額を3号認定については保育標準時間、保育短時間共に9,000円とし、2号認定については保育標準時間、保育短時間共に6,000円とします。
また、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降の利用者負担額を0円とします。

(6) 利用者負担額(保育料)は、9月で算定の基となる市町村民課所得割額の切り替えを行います。